

目黒区と国立大学法人東京工業大学との連携・協力に関する基本協定書

区民の暮らしの安全と安心を支える目黒区（以下「区」という。）と知の共同体である国立大学法人東京工業大学（以下「大学」という。）は、これまで醸成してきた連携・協力関係をさらに発展させ、それぞれの社会的な役割を尊重し、双方向の連携をもって、これまで為し得なかった新たな価値や可能性を生み出し、明るく希望に満ちた地域社会を築くため、ここに基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、教育、研究、産業振興、国際交流等の各分野等において、区と大学の両者がそれぞれの特性を活かして連携・協力することで、自然と調和し互いに支え合うまちの形成と、次代を担う創造性豊かな人材を育成することを目的とする。

（連携・協力事項）

第 2 条 区と大学は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) 理科教育をはじめとする教育に関する事項
- (2) 産業振興に関する事項
- (3) 国際交流等に関する事項
- (4) 街づくりの推進に関する事項
- (5) 大規模災害発生時における連携協力に関する事項
- (6) その他区と大学が必要と認める事項

（個別協定等）

第 3 条 前条の連携・協力事項を実施するため、必要に応じ本協定に基づく個別協定等を締結することができるものとする。

（協力方法等）

第 4 条 第 2 条に掲げる連携・協力事項の具体的実施に当たっては、区と大学の担当部署との協議の上、協力方法、成果の利用及び費用負担等について定めるものとする。

（協定書の有効期間）

第 5 条 本協定の有効期間は、協定締結日から 5 年間とする。ただし、区と大学が必要と認めるときは、協議により、その期間を更新できるものとする。

（その他）

第 6 条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、区と大学との間で協議するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、各々 1 通を保管する。

平成 26 年 3 月 5 日

目黒区長

青木 英二

国立大学法人

東京工業大学長

三島 良直